

令和6年度  
(2024年度)

金沢市議会12月定例会議案

	目	次	
議案番号	件	名	頁
議案第47号	令和6年度金沢市一般会計補正予算（第5号）	.....	1
議案第48号	令和6年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第2号）	.....	7
議案第49号	令和6年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	.....	9
議案第50号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	.....	11
議案第51号	金沢市犯罪被害者等支援条例制定について	.....	16
議案第52号	金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について	.....	21
議案第53号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	.....	24
議案第54号	職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	.....	28
議案第55号	金沢市職員退職手当支給条例の一部改正について	.....	49
議案第56号	金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	.....	51
議案第57号	金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	.....	52
議案第58号	工事請負契約の締結について（旧金沢美術工芸大学解体工事（その1））	.....	53
議案第59号	工事請負契約の締結について（旧金沢美術工芸大学解体工事（その2））	.....	54
議案第60号	委託契約の締結について（糸田道踏切道改良工事）	.....	55
議案第61号	財産の取得について（可動式ごみ破碎機）	.....	56
議案第62号	市道の路線認定について	.....	57
議案第63号	市道の路線廃止について	.....	58
報告第33号	専決処分の報告について（令和6年度金沢市一般会計補正予算（第4号））	.....	59
報告第34号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	.....	61

議案第 47 号

令和 6 年度金沢市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度金沢市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,114,930 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 206,054,270 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金		370,140	2,800	372,940
	1. 負担金	370,140	2,800	372,940
16. 国庫支出金		40,120,224	2,504,632	42,624,856
	1. 国庫負担金	28,547,874	2,365,125	30,912,999
	2. 国庫補助金	11,474,359	139,507	11,613,866
17. 県支出金		15,766,305	577,290	16,343,595
	1. 県負担金	10,598,123	323,550	10,921,673
	2. 県補助金	4,190,273	253,740	4,444,013
20. 繰入金		2,365,978	49,600	2,415,578
	2. 基金繰入金	2,013,320	49,600	2,062,920
21. 繰越金		766,624	2,652,808	3,419,432
	1. 繰越金	766,624	2,652,808	3,419,432
22. 諸収入		5,625,218	22,400	5,647,618
	6. 雑収入	4,895,976	22,400	4,918,376
23. 市債		11,613,400	1,305,400	12,918,800
	1. 市債	11,613,400	1,305,400	12,918,800
歳入合計		198,939,340	7,114,930	206,054,270

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		889,673	10,649	900,322
	1. 議会費	889,673	10,649	900,322
2. 総務費		14,619,780	523,882	15,143,662
	1. 総務管理費	11,118,175	389,280	11,507,455
	2. 徴税費	1,912,898	36,571	1,949,469
	3. 戸籍住民基本台帳費	1,224,196	68,694	1,292,890
	4. 選挙費	190,598	18,863	209,461
	5. 統計調査費	71,867	6,705	78,572
	6. 監査委員費	102,046	3,769	105,815
3. 民生費		80,752,556	2,334,897	83,087,453
	1. 社会福祉費	21,317,832	1,119,787	22,437,619
	2. 老人福祉費	16,039,787	77,944	16,117,731
	3. 児童福祉費	34,478,695	896,487	35,375,182
	4. 生活保護費	8,212,242	230,679	8,442,921
	5. 災害救助費	704,000	10,000	714,000
4. 衛生費		19,499,951	597,334	20,097,285
	1. 保健衛生費	11,174,277	441,684	11,615,961
	2. 環境衛生費	1,677,902	50,531	1,728,433
	3. 清掃費	6,647,772	105,119	6,752,891
5. 労働費		259,527	18,329	277,856
	1. 労働福祉費	259,527	18,329	277,856

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		3,371,187 <sup>千円</sup>	52,937 <sup>千円</sup>	3,424,124 <sup>千円</sup>
	1. 農業費	2,561,226	44,105	2,605,331
	2. 林業費	771,165	8,832	779,997
7. 商工費		3,641,147	60,241	3,701,388
	1. 商工費	3,641,147	60,241	3,701,388
8. 土木費		21,229,650	182,221	21,411,871
	1. 土木管理費	1,461,337	4,733	1,466,070
	2. 道路橋りょう費	5,927,383	33,929	5,961,312
	3. 河川費	1,103,234	48,847	1,152,081
	5. 都市計画費	11,038,636	87,083	11,125,719
	6. 住宅費	937,933	7,629	945,562
9. 消防費		5,501,324	418,014	5,919,338
	1. 消防費	5,501,324	418,014	5,919,338
10. 教育費		26,585,077	457,551	27,042,628
	1. 教育総務費	2,825,923	29,719	2,855,642
	2. 小学校費	4,615,228	42,718	4,657,946
	3. 中学校費	1,774,004	17,731	1,791,735
	4. 高等学校費	991,680	12,608	1,004,288
	5. 大学費	1,425,078	△ 1,738	1,423,340
	6. 社会教育費	6,272,553	136,671	6,409,224
	7. 保健体育費	8,680,611	219,842	8,900,453

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 災害復旧費		4,865,417 <sup>千円</sup>	2,458,875 <sup>千円</sup>	7,324,292 <sup>千円</sup>
	1. 災害復旧費	4,865,417	2,458,875	7,324,292
歳出合計		198,939,340	7,114,930	206,054,270

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額	
			補正前 <sup>千円</sup>	補正後 <sup>千円</sup>
3. 民生費				55,800
	2. 老人福祉費	老人施設福祉事業		50,800
	3. 児童福祉費	保育所事業		5,000
9. 消防費			4,500	125,100
	1. 消防費	常備消防事業	4,500	125,100
10. 教育費				160,300
	5. 大学費	美術工芸大学事業		1,400
	6. 社会教育費	文化財保護事業		43,900
	7. 保健体育費	学校給食事業		115,000
11. 災害復旧費				80,000
	1. 災害復旧費			80,000
		土木施設 災害復旧事業		50,000
		公共施設 災害復旧事業		30,000

第3表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額 千円	期間	限度額 千円
避難所運営対策強化費			令和7年度	40,000
デジタル科教材整備費			令和7年度	99,000

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業					3,100	普通貸借は 又証券発行	4.0%以内 ただし、利 率見直し される資 金の見直 の行った 後にお 当該見 直しの 利率	借入先の融 通条件によ る。ただし 、市財 政その他 の都 置期間及 び償還 期間を短 縮し、若 しくは 繰上償還 又は借 換えする ことができる。
こども・子育て支援事業				4,500				
災害復旧事業	2,247,100	普通貸借は 又証券発行	4.0%以内 ただし、利 率見直し される資 金の見直 の行った 後にお 当該見 直しの 利率	借入先の融 通条件によ る。ただし 、市財 政その他 の都 置期間及 び償還 期間を短 縮し、若 しくは 繰上償還 又は借 換えする ことができる。	3,418,900			
緊急防災・減災事業	301,000				421,600			
公共施設等適正管理推進事業	1,285,100				1,290,500			
合計	11,613,400				12,918,800			

議案第48号

令和6年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度金沢市の水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度金沢市の水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4） 主要な建設改良事業			
配水管改良	延長 16,706m 4,887,700千円	延長 6,700m 730,000千円	延長 23,406m 5,617,700千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	9,620,266千円	59,000千円	9,679,266千円
第2項 営業外収益	1,023,436千円	59,000千円	1,082,436千円
合 計	9,620,266千円	59,000千円	9,679,266千円
支 出			
第1款 事業費用	9,112,448千円	112,910千円	9,225,358千円
第1項 営業費用	8,786,160千円	85,910千円	8,872,070千円
第2項 営業外費用	245,713千円	27,000千円	272,713千円
外に当年度予定利益	507,818千円	△ 53,910千円	453,908千円
合 計	9,620,266千円	59,000千円	9,679,266千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,259,655千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,487,381千円」に、「過年度分損益勘定留保資金987,656千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,215,382千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第2款 資本的収入	3,538,452千円	530,000千円	4,068,452千円
第4項 工事負担金	1,364,995千円	530,000千円	1,894,995千円
外に過年度分損益勘定留保資金	987,656千円	227,726千円	1,215,382千円
合 計	6,798,107千円	757,726千円	7,555,833千円
	支	出	
第2款 資本的支出	6,798,107千円	757,726千円	7,555,833千円
第1項 建設改良費	6,092,979千円	757,726千円	6,850,705千円
合 計	6,798,107千円	757,726千円	7,555,833千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,112,207千円	113,636千円	1,225,843千円

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第49号

令和6年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度金沢市の下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度金沢市の下水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(3) 主要な建設改良事業			
災害復旧事業	5,737,000千円	1,241,000千円	6,978,000千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に後段として「なお、営業費用中管渠費1,380,794千円の財源の一部にあてるため、企業債408,000千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 事業収益	17,121,879千円	266,670千円	17,388,549千円
第2項 営業外収益	6,953,168千円	266,670千円	7,219,838千円
合 計	17,121,879千円	266,670千円	17,388,549千円
	支 出		
第1款 事業費用	16,329,874千円	502,712千円	16,832,586千円
第1項 営業費用	14,560,310千円	502,712千円	15,063,022千円
外に当年度予定利益	792,005千円	△ 236,042千円	555,963千円
合 計	17,121,879千円	266,670千円	17,388,549千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,137,914千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,155,934千円」に、「過年度分損益勘定留保資金3,422千円」を「過年度分損益勘定留保資金21,442千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第2款 資本的収入	13,468,956千円	1,229,800千円	14,698,756千円
第1項 企業債	6,224,900千円	315,500千円	6,540,400千円
第3項 補助金	5,689,101千円	914,300千円	6,603,401千円
外に過年度分損益勘定留保資金	3,422千円	18,020千円	21,442千円
合 計	20,606,870千円	1,247,820千円	21,854,690千円
	支	出	
第2款 資本的支出	20,606,870千円	1,247,820千円	21,854,690千円
第1項 建設改良費	11,021,582千円	1,247,820千円	12,269,402千円
合 計	20,606,870千円	1,247,820千円	21,854,690千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為の期間を、次のとおり補正する。

事 項	補 正 前	補 正 後
雨水関連施設整備事業費	令和7年度	令和7年度から 令和8年度まで

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた企業債の目的中「建設改良資金」を「建設改良資金、災害復旧事業費」に改め、企業債の限度額を、次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	6,224,900千円	723,500千円	6,948,400千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	744,504千円	78,632千円	823,136千円

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

## 議案第50号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条—第18条）

第2章 経過措置

第1節 通則（第19条・第20条）

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置  
（第21条・第22条）

第3節 その他（第23条）

### 附則

第1章 関係条例の一部改正

（金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第1条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年条例第354号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第27条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。

3 刑法（明治40年法律第45号）第27条第3項（第2号に係る部分に限る。）及び第27条の7第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、前2項の規定の適用に関しては、これを適用しない。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正）

第3条 職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市職員退職手当支給条例の一部改正）

第4条 金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し及び同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（金沢都市計画事業金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業施行に関する条例の一部改正）

第5条 金沢都市計画事業金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業施行に関する条例（昭和57年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第6条 金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市消防団条例の一部改正）

第7条 金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正）

第8条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第58条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正）

第9条 金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）の一部を次のように改

正する。

第38条の2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市環境保全条例の一部改正)

第10条 金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第81条から第83条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第11条 金沢市中央卸売市場業務条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第3号イ、第12条第5項第2号、第19条第5項第2号及び第31条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正)

第12条 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第3号イ、第12条第5項第2号、第19条第4項第2号及び第31条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部改正)

第13条 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市行政不服審査会条例の一部改正)

第14条 金沢市行政不服審査会条例（平成27年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市宿泊税条例の一部改正)

第15条 金沢市宿泊税条例（平成30年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第16条 金沢市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第41条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第17条 金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第18条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第8項から第10項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

## 第2章 経過措置

### 第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第19条 この条例の施行前にした行為の処罰の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第20条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措

## 置

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項並びに金沢市職員退職手当支給条例第16条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

### 第3節 その他

(経過措置の規則への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

### 提案の趣旨

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する。

## 議案第51号

### 金沢市犯罪被害者等支援条例制定について

金沢市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

### 金沢市犯罪被害者等支援条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的な施策等（第7条—第20条）

第3章 雑則（第21条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷その他これらに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済

的な損失その他の被害をいう。

(4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(5) 関係機関等 国、石川県、石川県警察、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、市及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的な施策等

### (相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

### (見舞金の支給に係る制度の整備等)

第8条 市は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給に係る制度の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

### (日常生活の支援)

第9条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等に対し、日常生活の維持のために必要な施策を講ずるものとする。

### (心身に受けた影響からの回復)

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

### (安全の確保)

第11条 市は、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

### (市内に住所を有しない犯罪等の被害者の支援)

第14条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供を

行うものとする。

(個人情報適切な管理)

第15条 市、事業者及び関係機関等は、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報適切に取り扱わなければならない。

(市民の理解の増進)

第16条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について市民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等犯罪被害者等の支援を担う人材を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第18条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第19条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第20条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

### 第3章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案の趣旨

市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援についての基本理念、市、市民及び事業者の責務、基本的な施策等必要な事項を定める。

議案第52号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1中3の項を6の項とし、2の項を5の項とし、1の項を4の項とし、同項の前に次のように加える。

1 市長	高齢者等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）による高齢者及び重度心身障害者に対する医療費の助成（以下「心身障害者医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	高齢者等の医療費の助成に関する条例による母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童又は父母のない児童に対する医療費の助成（以下「ひとり親家庭等医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）による医療費の助成（以下「子育て支援医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中17の項を20の項とし、16の項を19の項とし、15の項の次に次のように加える。

16 市長	心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報又は子育て支援医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、心身障害者医療費助成に関する情報又は子育て支援医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
18 市長	子育て支援医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報、心身障害者医療費助成に関する情報又はひとり親家庭等医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3の3の項中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を「児童扶養手当関係情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

#### 提案の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正

による個人番号カードと健康保険証の一体化に伴い、個人番号を利用することができる事務に心身障害者医療費助成に関する事務等を追加するほか、関係規定を改正する。

議案第53号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第8条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第10条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「309,200円」を「310,000円」に改め、同条第6項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第12条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。ただし、同条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第4項の規定は、同年4月1日から適用する。

(期末手当等の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正前の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当並びに第11条の規定による改正前の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当及び期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当並びに第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定による初任給調整手

当及び期末手当の内払とみなす。

#### 提案の趣旨

令和6年人事院勧告を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合及び病院事業管理者の初任給調整手当の上限額を改める。

議案第54号

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第1号中「309,200円」を「310,000円」に改め、同項第2号中  
「51,100円」を「51,600円」に改め、同項第3号中「50,300円」を「50,800円」に改め  
る。

第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100  
分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の  
68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の  
58.75」を「100分の61.25」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を  
「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、  
「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
	1	円 183,900	円 230,600	円 261,900	円 288,000	円 310,500	円 335,800	円 374,300	円 416,600	円 466,600
	2	円 185,000	円 232,100	円 262,900	円 289,600	円 312,200	円 337,700	円 376,900	円 419,000	円 469,700

3	186,200	233,600	263,900	291,100	314,000	339,500	379,200	421,500	472,700
4	187,300	235,100	264,900	292,600	315,500	341,300	381,400	423,900	475,700
5	188,500	236,600	265,900	294,100	316,900	343,000	383,300	425,800	478,700
6	190,200	238,100	266,900	295,600	318,200	344,700	385,600	427,900	481,800
7	191,800	239,600	267,900	297,000	319,500	346,300	387,700	430,000	484,800
8	193,400	241,100	268,900	298,300	320,800	348,000	389,700	432,200	487,900
9	195,000	242,600	269,900	299,500	322,100	349,600	391,700	434,100	490,600
10	196,700	244,000	270,900	301,000	323,900	351,300	394,000	436,200	493,700
11	198,300	245,400	272,000	302,500	325,700	352,900	396,200	438,300	496,700
12	199,900	246,800	273,000	303,900	327,400	354,500	398,500	440,300	499,800
13	201,500	248,000	274,000	305,300	329,100	356,100	400,700	442,000	502,500
14	203,200	249,200	275,000	306,400	330,800	357,800	403,000	443,800	504,800
15	204,900	250,400	276,000	307,400	332,500	359,400	405,200	445,700	507,100
16	206,600	251,600	277,100	308,600	334,200	361,000	407,500	447,600	509,400
17	207,900	252,700	278,100	309,800	335,800	362,600	409,300	449,400	511,400
18	209,500	253,800	279,400	311,400	337,500	364,400	411,200	451,200	512,800
19	211,100	254,900	280,700	313,000	339,200	365,900	413,100	453,000	514,300
20	212,600	256,000	281,900	314,700	340,800	367,500	414,900	454,700	515,700
21	214,100	257,000	283,200	316,200	342,300	368,900	416,700	456,500	516,900
22	215,700	258,000	284,500	317,800	343,900	370,500	418,500	458,000	518,300
23	217,300	259,000	285,700	319,400	345,500	372,100	420,300	459,400	519,800
24	218,900	260,000	286,900	321,000	347,000	373,600	422,100	460,900	521,300
25	220,500	261,000	288,000	322,500	348,400	375,500	423,700	462,300	522,500
26	222,200	261,900	289,200	324,200	350,100	377,400	425,200	463,600	523,600
27	223,500	262,800	290,500	325,800	351,700	379,300	426,700	464,900	524,800
28	224,800	263,700	291,800	327,400	353,300	381,100	428,200	466,100	526,000
29	226,100	264,500	293,100	328,800	354,500	382,600	429,700	467,100	527,000
30	227,200	265,300	294,100	330,500	356,100	384,400	431,000	467,800	527,900
31	228,300	266,100	295,100	332,200	357,600	386,100	432,300	468,500	528,800
32	229,400	266,900	296,200	333,800	359,100	387,700	433,500	469,200	529,700
33	230,600	267,600	297,300	335,000	360,800	389,400	434,700	469,900	530,500
34	231,700	268,400	298,500	336,900	362,600	390,800	436,000	470,600	531,400
35	232,800	269,200	299,600	338,600	364,300	392,200	437,300	471,200	532,100
36	233,900	269,900	300,800	340,200	366,000	393,600	438,600	471,800	532,600
37	235,000	270,600	302,000	341,700	367,400	395,000	439,800	472,300	533,300
38	236,000	271,400	303,300	343,300	368,700	396,200	440,600	472,900	533,900
39	237,000	272,300	304,600	344,900	369,900	397,500	441,400	473,500	534,700
40	237,900	273,000	305,900	346,500	371,300	398,500	442,200	474,100	535,300
41	238,800	273,700	307,200	348,200	372,400	399,600	442,800	474,600	535,800
42	239,700	274,500	308,500	350,000	373,300	400,800	443,400	475,100	
43	240,500	275,300	309,800	351,800	374,300	401,900	444,000	475,500	
44	241,300	276,000	311,100	353,600	375,400	403,000	444,600	475,800	
45	242,000	276,700	312,400	355,200	376,200	403,700	445,300	476,100	
46	242,600	277,400	313,800	356,600	377,100	404,400	446,100		
47	243,200	278,100	315,100	358,000	378,000	405,100	446,500		
48	243,800	278,800	316,200	359,400	378,800	405,800	447,200		
49	244,400	279,500	317,100	360,900	379,600	406,400	447,700		
50	245,000	280,200	318,400	361,700	380,400	407,000	448,100		

51	245,600	280,900	319,700	362,700	381,200	407,500	448,500
52	246,100	281,600	321,000	363,700	381,900	407,900	448,900
53	246,600	282,200	322,200	364,600	382,600	408,300	449,300
54	247,000	282,900	323,500	365,700	383,300	408,500	449,700
55	247,300	283,500	324,700	366,600	384,000	408,800	450,100
56	247,600	284,200	325,900	367,600	384,700	409,100	450,400
57	247,900	284,800	327,200	368,500	385,200	409,400	450,700
58	248,200	285,500	328,300	369,200	385,800	409,700	451,100
59	248,500	286,100	329,400	369,900	386,400	410,000	451,400
60	248,800	286,800	330,500	370,500	387,100	410,300	451,700
61	249,100	287,400	331,200	370,900	387,500	410,500	452,000
62	249,400	288,100	332,100	371,500	388,100	410,800	
63	249,700	288,700	332,800	372,200	388,700	411,100	
64	250,000	289,200	333,600	372,900	389,200	411,400	
65	250,300	289,700	334,400	373,200	389,600	411,600	
66	250,600	290,300	334,800	373,900	390,200	411,900	
67	250,900	290,800	335,400	374,600	390,800	412,200	
68	251,200	291,400	336,100	375,200	391,300	412,500	
69	251,500	291,900	336,900	375,500	391,700	412,700	
70	251,800	292,400	337,600	376,000	392,200	413,000	
71	252,100	293,000	338,300	376,600	392,700	413,300	
72	252,400	293,600	338,900	377,200	393,300	413,500	
73	252,700	294,100	339,400	377,500	393,600	413,700	
74	253,000	294,600	340,000	378,100	394,000	414,000	
75	253,300	295,000	340,500	378,800	394,400	414,300	
76	253,600	295,300	341,100	379,400	394,800	414,500	
77	253,900	295,500	341,400	379,800	395,100	414,700	
78	254,200	295,800	341,900	380,300	395,400	415,000	
79	254,500	296,000	342,300	380,900	395,700	415,300	
80	254,800	296,300	342,700	381,400	395,900	415,500	
81	255,100	296,500	343,100	381,900	396,100	415,700	
82	255,400	296,700	343,600	382,500	396,400	416,000	
83	255,700	297,000	344,100	383,000	396,700	416,300	
84	256,000	297,200	344,600	383,300	397,000	416,500	
85	256,300	297,500	344,900	383,700	397,200	416,700	
86	256,600	297,800	345,300	384,200	397,500		
87	256,900	298,100	345,700	384,600	397,800		
88	257,200	298,400	346,100	385,000	398,000		
89	257,500	298,700	346,400	385,400	398,200		
90	257,800	299,000	346,800	385,900	398,500		
91	258,100	299,300	347,200	386,300	398,800		
92	258,400	299,700	347,600	386,700	399,000		
93	258,700	299,900	347,800	387,000	399,200		
94		300,100	348,200				
95		300,400	348,600				
96		300,800	349,000				
97		301,000	349,200				
98		301,300	349,600				

定年  
前年  
任用  
短年  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

99		301,700	350,000						
100		302,100	350,300						
101		302,300	350,600						
102		302,600	351,000						
103		302,900	351,400						
104		303,200	351,800						
105		303,400	352,300						
106		303,700	352,700						
107		304,000	353,100						
108		304,300	353,500						
109		304,500	354,000						
110		304,900	354,400						
111		305,300	354,700						
112		305,600	355,100						
113		305,800	355,600						
114		306,000							
115		306,300							
116		306,700							
117		306,900							
118		307,100							
119		307,400							
120		307,700							
121		308,100							
122		308,300							
123		308,600							
124		308,900							
125		309,200							
定年 前年 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額 円								

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	200,400 円	246,900 円	298,900 円	355,500 円	424,900 円
2	202,700	248,400	300,700	356,900	426,700
3	205,000	249,800	302,500	358,300	428,500
4	207,200	251,200	304,300	359,700	430,100
5	209,400	252,600	306,100	361,100	431,600
6	211,700	253,800	307,900	362,400	433,100
7	213,900	255,000	309,700	363,700	434,900

8	216,100	256,200	311,400	365,000	436,700
9	218,300	257,600	313,100	366,200	438,400
10	220,500	258,800	315,000	367,700	440,300
11	222,700	260,100	316,800	369,200	442,200
12	224,900	261,400	318,600	370,600	444,000
13	227,100	262,700	320,500	371,900	445,700
14	229,200	264,600	322,300	373,400	447,600
15	231,400	266,400	324,100	374,900	449,400
16	233,500	268,200	325,800	376,300	451,300
17	235,600	269,900	327,400	377,700	453,000
18	237,400	272,200	329,300	379,200	454,800
19	239,100	274,400	331,200	380,600	456,600
20	240,800	276,600	333,100	382,000	458,400
21	242,500	278,800	334,900	383,400	460,000
22	243,800	281,000	336,900	384,900	461,700
23	245,100	283,200	338,700	386,400	463,600
24	246,400	285,300	340,500	387,800	465,300
25	247,600	287,300	342,200	389,100	467,000
26	248,800	289,200	343,900	390,600	468,600
27	250,000	291,100	345,500	392,100	470,100
28	251,200	292,900	347,100	393,600	471,600
29	252,300	294,700	348,700	395,000	473,100
30	253,500	296,600	350,000	396,500	474,400
31	254,700	298,400	351,200	398,100	475,700
32	255,900	300,100	352,400	399,600	477,000
33	257,000	301,800	353,700	401,000	478,200
34	258,300	303,600	355,400	402,600	479,900
35	259,600	305,300	357,000	404,200	479,600
36	260,900	306,900	358,500	405,700	480,400
37	262,300	308,500	360,000	406,900	481,000
38	263,700	310,200	361,600	408,300	
39	265,000	312,000	363,200	409,700	
40	266,300	313,800	364,700	411,000	
41	267,600	315,100	366,200	412,600	
42	268,600	317,000	367,800	414,000	
43	269,600	318,800	369,400	415,300	
44	270,500	320,500	370,900	416,700	
45	271,200	322,200	372,400	418,100	
46	272,100	324,100	374,000	419,400	
47	272,900	325,800	375,600	420,900	
48	273,700	327,500	377,100	422,400	
49	274,500	329,200	378,600	424,000	
50	275,300	331,000	380,100	425,400	
51	276,000	332,800	381,600	427,000	
52	276,800	334,500	383,000	428,500	
53	277,600	336,200	384,400	430,200	
54	278,400	337,500	385,900	431,700	
55	279,200	338,800	387,300	433,300	
56	280,000	340,100	388,700	434,900	
57	280,700	341,600	390,200	436,400	
58	281,300	343,200	391,800	437,900	

	59	282,100	344,700	393,400	439,200
	60	283,000	346,300	394,800	440,400
	61	283,800	347,800	396,000	441,600
	62	284,400	349,400	397,500	442,900
	63	285,200	351,000	398,900	444,100
	64	285,900	352,500	400,200	445,300
	65	286,900	354,000	401,400	446,400
	66	287,700	355,700	402,600	447,600
	67	288,500	357,300	403,900	448,800
	68	289,200	358,800	405,200	450,000
	69	289,900	360,300	406,500	451,200
	70	290,700	361,900	407,800	452,400
	71	291,500	363,500	409,200	453,600
	72	292,200	365,000	410,400	454,800
	73	292,900	366,500	411,600	455,900
	74	293,600	368,100	413,000	456,500
	75	294,300	369,700	414,400	457,000
	76	294,900	371,200	415,700	457,500
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	295,500	372,700	416,900	458,000
	78	296,200	374,100	418,100	
	79	296,900	375,500	419,400	
	80	297,500	376,800	420,800	
	81	298,100	378,100	422,100	
	82	298,800	379,500	423,300	
	83	299,500	380,900	424,300	
	84	300,200	382,200	425,500	
	85	300,900	383,300	426,700	
	86	301,700	384,700	427,800	
	87	302,400	386,000	429,000	
	88	303,100	387,300	430,000	
	89	303,800	388,500	431,100	
	90	304,700	389,800	432,100	
	91	305,500	390,900	433,100	
	92	306,300	392,100	434,100	
	93	306,800	393,300	435,000	
	94	307,600	394,400	435,800	
	95	308,400	395,600	436,600	
96	309,200	396,900	437,400		
97	309,900	398,300	438,100		
98	310,700	399,300	438,600		
99	311,500	400,300	439,000		
100	312,200	401,300	439,400		
101	313,000	402,200	439,800		
102	314,000	403,200	440,100		
103	314,900	404,300	440,400		
104	315,700	405,400	440,600		
105	316,300	406,100	440,900		
106	317,100	407,000	441,200		
107	317,900	407,900	441,500		
108	318,700	408,800	441,700		
109	319,400	409,600	441,900		

110	319,800	410,400	442,200		
111	320,200	411,200	442,500		
112	320,700	412,000	442,700		
113	321,200	412,600	442,900		
114	321,600	413,300	443,200		
115	322,100	414,000	443,500		
116	322,500	414,700	443,700		
117	323,000	415,300	443,900		
118	323,500	415,800			
119	323,900	416,200			
120	324,400	416,500			
121	324,900	416,800			
122	325,300	417,100			
123	325,800	417,400			
124	326,300	417,600			
125	326,900	417,800			
126	327,200	418,100			
127	327,500	418,400			
128	327,800	418,600			
129	328,000	418,800			
130	328,300	419,100			
131	328,600	419,400			
132	328,800	419,600			
133	329,000	419,800			
134	329,200	420,100			
135	329,400	420,400			
136	329,700	420,600			
137	330,000	420,800			
138	330,200	421,100			
139	330,500	421,400			
140	330,800	421,600			
141	331,000	421,800			
142	331,200	422,100			
143	331,500	422,400			
144	331,700	422,600			
145	332,000	422,800			
146	332,200				
147	332,500				
148	332,800				
149	333,000				
150	333,200				
151	333,500				
152	333,800				
153	334,000				
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給 料 月 額				
	円	円	円	円	円
	239,100	279,800	308,900	337,400	422,900

備考

- 1 この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額には、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	292,100	370,900	427,700	485,600
	2	294,400	373,500	429,700	487,400
	3	296,700	376,000	431,700	489,200
	4	298,900	378,500	433,600	491,000
	5	301,000	381,000	435,500	492,800
	6	304,500	383,700	437,100	494,500
	7	308,000	386,400	438,800	496,200
	8	311,400	389,000	440,400	497,900
	9	314,900	391,100	442,000	499,600
	10	318,400	393,600	443,800	501,700
	11	321,800	396,100	445,600	503,800
	12	325,200	398,700	447,400	505,900
	13	328,600	401,300	449,200	507,900
	14	332,100	404,000	451,000	509,800
	15	335,500	406,600	452,800	511,900
	16	338,900	409,100	454,600	513,900
	17	342,300	411,500	456,200	515,800
	18	345,400	413,700	458,200	517,800
	19	348,500	415,800	460,100	519,800
	20	351,600	417,900	462,000	521,600
	21	354,800	420,000	463,400	523,500
	22	358,000	421,500	465,200	525,300
	23	361,100	423,000	467,000	527,100
	24	364,100	424,500	468,800	528,900
	25	367,100	425,900	470,600	530,500
	26	369,400	427,400	472,400	532,300
	27	371,700	428,900	474,200	534,100
	28	373,900	430,300	476,000	535,900
	29	375,800	431,700	477,800	537,500
	30	377,500	433,200	479,600	539,300
	31	379,200	434,700	481,500	541,100
	32	381,000	436,100	483,300	542,800
	33	382,800	437,500	485,100	544,400
	34	384,600	439,100	487,000	546,200
	35	386,200	440,600	488,900	547,900
	36	387,600	442,000	490,800	549,600
	37	389,000	443,400	492,700	551,100

38	390,500	444,800	494,400	552,700
39	392,000	446,200	496,200	554,100
40	393,500	447,600	498,000	555,700
41	395,000	449,000	499,600	557,200
42	395,700	450,400	501,400	558,600
43	396,300	451,800	503,200	560,000
44	397,100	453,200	504,800	561,300
45	398,000	454,600	506,200	562,500
46	398,600	456,000	507,900	563,500
47	399,200	457,400	509,700	564,600
48	399,800	458,800	511,400	565,600
49	400,400	460,200	512,900	566,600
50	400,900	461,900	514,200	567,500
51	401,400	463,500	515,500	568,400
52	401,900	465,100	516,800	569,300
53	402,400	466,700	517,800	570,100
54	402,800	467,900	519,100	571,000
55	403,200	469,100	520,400	571,900
56	403,600	470,200	521,700	572,800
57	404,000	471,200	522,800	573,700
58	404,400	472,200	523,600	574,600
59	404,800	473,100	524,400	575,500
60	405,200	473,900	525,200	576,200
61	405,600	474,600	526,100	577,100
62	406,000	475,300	526,900	578,000
63	406,400	476,000	527,700	578,900
64	406,800	476,600	528,400	579,800
65	407,100	477,300	529,200	580,700
66		478,000	530,000	
67		478,600	530,700	
68		479,200	531,600	
69		479,500	532,500	
70		480,100	533,300	
71		480,900	534,200	
72		481,600	535,100	
73		482,000	535,900	
74		482,600	536,800	
75		483,300	537,700	
76		484,000	538,400	
77		484,400	539,200	
78		485,000	540,100	
79		485,600	541,000	
80		486,100	541,900	
81		486,600	542,700	
82		487,100	543,600	
83		487,600	544,500	
84		488,100	545,400	
85		488,500	546,200	
86		489,000	547,100	
87		489,400	548,000	
88		489,900	548,900	

定年  
前年  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

	89		490,400	549,700	
	90		491,000		
	91		491,600		
	92		492,000		
	93		492,500		
	94		493,100		
	95		493,700		
	96		494,200		
	97		494,700		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額			
		円	円	円	円
		302,400	345,200	400,500	474,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円							
	1	189,100	227,900	259,100	279,300	304,200	341,900	380,400	445,000
	2	191,200	229,200	260,300	280,100	305,700	343,600	382,700	447,600
	3	193,300	230,600	261,400	280,900	307,200	345,300	385,000	450,100
	4	195,400	231,900	262,500	281,700	308,700	346,900	387,300	452,700
	5	197,400	233,100	263,600	282,500	310,200	348,500	389,600	455,100
	6	199,400	234,200	264,400	283,300	311,600	350,200	392,200	457,600
	7	201,400	235,200	265,200	284,100	313,000	351,800	394,800	460,100
	8	203,200	236,200	266,000	284,800	314,500	353,400	397,500	462,600
	9	205,000	237,300	266,800	285,500	315,800	355,100	399,600	465,000
	10	206,900	238,500	267,600	286,200	317,200	356,800	401,800	467,400
	11	208,800	239,800	268,400	286,900	318,600	358,500	404,000	470,000
	12	210,900	241,100	269,200	287,700	320,000	360,100	406,200	472,400
	13	212,600	242,400	270,000	288,500	321,400	361,600	408,200	474,900
	14	214,600	243,700	270,800	289,300	323,000	363,300	410,200	476,400
	15	216,800	245,000	271,700	290,100	324,500	364,900	412,200	477,700
	16	218,900	246,200	272,500	290,800	326,000	366,500	414,200	479,000
	17	221,000	247,400	273,300	291,500	327,500	368,100	416,000	480,200
	18	222,100	248,600	274,100	292,600	329,100	369,700	417,900	481,600
	19	223,200	249,800	274,900	293,700	330,600	371,300	419,800	482,900
	20	224,300	251,000	275,700	294,900	332,100	372,900	421,600	484,200
	21	225,400	252,100	276,500	296,100	333,600	374,500	423,400	485,400
	22	226,300	253,000	277,300	297,300	335,200	376,500	425,000	486,800
	23	227,200	253,800	278,100	298,500	336,700	378,500	426,600	488,200
	24	228,100	254,600	278,900	299,700	338,200	380,500	428,100	489,400
	25	229,000	255,400	279,700	300,900	339,700	381,900	429,600	490,800
	26	230,000	256,200	280,600	302,100	341,300	383,600	430,900	492,100
	27	230,900	257,000	281,500	303,300	342,900	385,300	432,200	493,500
	28	231,800	257,800	282,300	304,500	344,400	387,000	433,500	494,900
	29	232,700	258,600	283,100	305,700	345,700	388,700	434,800	496,300

	30	233,600	259,400	284,000	306,900	347,200	390,200	436,000	497,400
	31	234,500	260,200	284,900	308,000	348,700	391,700	437,200	498,500
	32	235,400	261,000	285,700	309,200	350,200	393,200	438,300	499,600
	33	236,200	261,800	286,500	310,500	351,700	394,500	439,600	500,700
	34	237,000	262,600	287,600	311,700	353,200	395,800	440,700	501,600
	35	237,800	263,300	288,600	312,900	354,700	397,200	441,900	502,500
	36	238,600	264,100	289,600	314,200	356,200	398,300	443,100	503,400
	37	239,400	265,000	290,600	315,400	357,600	399,400	444,200	504,400
	38	240,200	265,800	291,700	316,500	359,200	400,500	445,000	
	39	241,000	266,600	292,700	317,700	360,700	401,600	445,400	
	40	241,800	267,400	293,700	318,900	362,200	402,700	446,100	
	41	242,400	268,200	294,700	320,100	363,400	403,500	446,600	
	42	243,000	269,000	295,700	321,400	364,500	404,300	447,000	
	43	243,600	269,800	296,700	322,700	365,700	405,100	447,400	
	44	244,100	270,600	297,700	323,900	366,800	405,900	447,800	
	45	244,600	271,300	298,700	324,800	367,800	406,300	448,200	
	46	245,200	272,200	299,900	326,000	368,600	406,900	448,600	
	47	245,700	273,000	301,000	327,200	369,600	407,400	449,000	
	48	246,100	273,800	302,100	328,400	370,700	407,800	449,300	
	49	246,500	274,500	303,200	329,500	371,700	408,200	449,600	
	50	247,000	275,300	304,300	330,500	372,700	408,400	450,000	
	51	247,500	276,000	305,400	331,500	373,700	408,700	450,300	
	52	248,000	276,700	306,500	332,400	374,600	409,000	450,600	
	53	248,300	277,400	307,600	333,300	375,400	409,300	450,900	
	54	248,600	278,100	308,700	334,300	376,200	409,600		
	55	248,900	278,800	309,800	335,300	377,100	409,900		
	56	249,200	279,500	310,900	336,200	377,900	410,200		
	57	249,500	280,200	311,900	336,700	378,400	410,400		
	58	249,800	280,900	312,900	337,600	379,200	410,700		
	59	250,100	281,600	314,000	338,300	380,000	411,000		
	60	250,400	282,200	315,000	339,200	380,800	411,300		
	61	250,700	282,800	316,000	339,900	381,200	411,500		
	62	251,000	283,500	317,000	340,200	381,900	411,800		
	63	251,300	284,200	318,000	340,700	382,600	412,100		
	64	251,600	284,800	318,900	341,300	383,200	412,400		
	65	251,900	285,400	319,800	341,900	383,600	412,600		
	66	252,200	286,100	320,600	342,600	384,100			
	67	252,500	286,800	321,300	343,300	384,700			
	68	252,800	287,400	322,000	343,900	385,300			
	69	253,100	288,000	322,600	344,600	385,700			
	70	253,400	288,700	323,300	345,100	386,200			
	71	253,700	289,400	323,900	345,700	386,700			
	72	253,900	290,000	324,500	346,300	387,200			
	73	254,100	290,600	325,100	346,600	387,800			
	74	254,400	291,100	325,300	347,200	388,300			
	75	254,700	291,500	325,800	347,700	388,900			
	76	254,900	291,900	326,300	348,200	389,500			
	77	255,100	292,300	326,900	348,700	390,000			
	78	255,400	292,600	327,400	349,200	390,500			
	79	255,700	292,900	327,900	349,700	391,000			
	80	255,900	293,200	328,300	350,100	391,500			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1級	208,200	241,200	278,300	293,700	311,000
	2級	210,100	243,400	279,400	294,300	312,200
	3級	211,900	245,600	280,500	294,900	313,500
	4級	213,600	247,800	281,500	295,400	314,600
	5級	215,300	250,000	282,500	295,900	315,700
	6級	343,000	344,700	346,400	348,100	349,800
	7級	381,900	384,500	387,200	389,800	392,000

ウ 医療職給料表(3)

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

定年	前再任用	短時間勤務	給料月額	
			基準	標準
113		193,500	220,100	248,700
112				262,300
111				288,000
110				329,200
109				371,900
108				434,400
107				
106				
105			299,600	359,000
104			299,300	358,500
103			299,000	358,100
102			298,800	357,700
101			298,600	357,300
100			298,300	356,800
99			298,000	356,400
98			297,800	356,000
97			297,600	355,600
96			297,300	355,300
95			297,000	354,900
94			296,800	354,600
93			296,600	354,300
92			296,200	353,900
91			296,000	353,600
90			295,800	353,300
89			295,600	353,000
88			295,200	352,600
87			295,000	352,300
86			294,800	352,000
85		257,100	294,600	351,700
84		256,900	294,400	351,200
83		256,700	294,100	350,900
82		256,400	293,800	350,700
81		256,100	293,500	350,400

6	217,200	251,000	283,000	296,500	316,800	351,500	394,200
7	219,000	251,900	283,500	297,100	317,900	353,200	396,500
8	220,700	252,800	284,000	297,600	319,000	354,800	398,900
9	222,400	253,700	284,500	298,100	320,100	356,400	400,900
10	224,400	254,900	285,000	298,700	321,100	358,100	402,900
11	226,300	256,000	285,500	299,300	322,100	359,800	405,100
12	228,200	256,900	286,000	299,800	323,100	361,500	407,300
13	230,200	257,700	286,500	300,300	324,100	362,900	409,200
14	232,200	258,400	287,000	300,900	325,300	364,600	411,200
15	234,200	259,100	287,500	301,500	326,500	366,300	413,300
16	236,200	260,000	288,000	302,000	327,700	368,000	415,300
17	238,200	261,100	288,500	302,500	328,900	369,800	417,300
18	240,200	262,200	289,000	303,200	330,000	371,800	419,500
19	242,300	263,300	289,500	303,900	331,100	373,800	421,700
20	244,300	264,400	290,000	304,600	332,200	375,800	423,800
21	246,200	265,500	290,500	305,300	333,300	377,500	425,700
22	247,400	266,600	291,000	306,200	334,500	379,600	427,600
23	248,600	267,700	291,500	307,100	335,600	381,700	429,400
24	249,700	268,800	292,000	308,000	336,700	383,700	431,300
25	250,800	269,800	292,500	308,800	337,800	385,600	433,000
26	251,700	270,900	293,000	309,700	339,000	387,200	434,600
27	252,600	272,100	293,500	310,600	340,100	389,000	436,300
28	253,500	273,100	294,000	311,500	341,200	390,800	437,900
29	254,300	274,100	294,500	312,300	342,300	392,500	439,300
30	255,100	275,100	295,100	313,300	343,500	394,200	440,600
31	255,800	275,500	295,900	314,200	344,600	396,100	442,200
32	256,500	276,200	296,700	315,100	345,700	397,900	443,700
33	257,300	276,900	297,400	315,900	346,800	399,600	445,400
34	258,100	277,500	298,200	317,000	348,100	401,300	447,000
35	258,900	278,000	299,000	318,100	349,400	403,100	448,400
36	259,600	278,500	299,800	319,200	350,700	404,800	449,800
37	260,300	279,000	300,500	320,300	351,900	406,400	450,900
38	261,200	279,600	301,300	321,400	353,400	408,100	452,200
39	262,100	280,100	302,100	322,500	354,900	409,900	453,500
40	262,900	280,600	302,800	323,600	356,500	411,700	454,900
41	263,700	281,000	303,600	324,700	357,700	413,200	455,900
42	264,600	281,500	304,400	325,900	359,200	414,700	456,600
43	265,400	282,000	305,200	327,000	360,800	416,200	457,400
44	266,200	282,500	306,000	328,100	362,000	417,500	458,000
45	267,000	283,000	306,700	328,900	363,400	418,600	458,900
46	267,700	283,500	307,700	330,000	364,400	419,700	459,600
47	268,400	284,000	308,700	331,100	365,800	420,800	460,400
48	269,000	284,500	309,600	332,100	367,100	422,000	461,200
49	269,600	285,000	310,500	333,100	368,400	423,300	461,900
50	270,100	285,500	311,500	334,100	369,800	424,400	462,600
51	270,600	286,000	312,500	335,100	371,100	425,600	463,300
52	271,000	286,500	313,500	336,100	372,400	426,700	464,100
53	271,400	287,000	314,400	337,300	373,900	427,900	464,900
54	272,000	287,500	315,400	338,600	375,100	428,900	465,700
55	272,500	288,000	316,400	339,800	376,200	430,000	466,400
56	272,900	288,500	317,400	341,000	377,400	431,100	467,100

	57	273,300	289,000	318,200	341,900	378,500	432,100	467,900
	58	273,700	289,800	319,200	343,100	379,400	432,600	
	59	274,100	290,600	320,200	344,200	380,400	433,200	
	60	274,500	291,300	321,100	345,500	381,300	433,600	
	61	274,900	292,000	322,000	346,500	381,900	434,200	
	62	275,300	292,900	323,000	347,400	382,700	434,700	
	63	275,700	293,800	324,000	348,500	383,500	435,100	
	64	276,100	294,600	324,900	349,700	384,300	435,600	
	65	276,500	295,400	325,800	350,800	385,000	436,100	
	66	276,900	296,300	327,000	352,000	385,700	436,500	
	67	277,300	297,100	328,200	353,200	386,400	436,800	
	68	277,700	297,900	329,400	354,200	387,000	437,100	
	69	278,100	298,700	330,100	355,300	387,600	437,500	
	70	278,600	299,600	331,200	356,300	388,200		
	71	279,100	300,500	332,300	357,400	388,900		
	72	279,500	301,400	333,200	358,500	389,500		
	73	279,900	302,300	334,300	359,300	390,200		
	74	280,500	303,200	335,000	360,400	390,700		
	75	281,100	304,100	336,100	361,500	391,300		
	76	281,600	305,000	337,200	362,500	391,800		
	77	282,100	305,800	338,300	363,200	392,200		
	78	282,700	306,800	339,500	364,000	392,800		
	79	283,300	307,800	340,600	364,800	393,300		
	80	283,800	308,700	341,700	365,500	393,600		
	81	284,300	309,200	342,800	366,100	393,900		
	82	284,800	310,100	343,900	366,600	394,400		
	83	285,300	311,000	344,900	367,100	394,800		
	84	285,800	311,800	346,000	367,600	395,100		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	85	286,300	312,600	346,900	368,200	395,400		
	86	286,800	313,700	347,900	368,700	395,900		
	87	287,300	314,700	348,800	369,200	396,400		
	88	287,800	315,700	349,800	369,700	396,900		
	89	288,300	316,600	350,700	370,100	397,200		
	90	288,800	317,700	351,500	370,500	397,600		
	91	289,300	318,700	352,300	371,100	398,100		
	92	289,800	319,700	353,100	371,600	398,500		
	93	290,300	320,500	353,700	371,900	398,900		
	94	290,900	321,200	354,300	372,400			
	95	291,500	321,900	354,900	372,800			
	96	292,100	322,500	355,600	373,100			
	97	292,700	323,000	356,000	373,700			
	98	293,200	323,300	356,400	374,200			
	99	293,700	323,900	356,900	374,700			
	100	294,200	324,500	357,300	375,200			
	101	294,700	324,900	357,800	375,800			
	102	295,200	325,500	358,200	376,300			
103	295,700	326,100	358,700	376,800				
104	296,100	326,600	359,100	377,200				
105	296,500	327,000	359,400	377,800				
106	297,000	327,500	359,900	378,300				
107	297,500	328,000	360,300	378,800				
108	297,800	328,500	360,600	379,300				

109	298,000	328,900	361,000	379,900
110	298,300	329,300	361,500	380,300
111	298,500	329,600	362,000	380,800
112	298,800	329,900	362,500	381,300
113	299,100	330,200	363,000	381,900
114	299,300	330,600	363,500	
115	299,600	330,900	364,000	
116	299,800	331,200	364,400	
117	300,100	331,400	364,800	
118	300,400	331,700	365,200	
119	300,700	332,000	365,700	
120	301,000	332,200	366,200	
121	301,300	332,400	366,600	
122	301,700	332,700	367,100	
123	302,000	333,000	367,600	
124	302,300	333,300	368,100	
125	302,500	333,500	368,400	
126	302,700	333,800		
127	303,000	334,200		
128	303,400	334,400		
129	303,600	334,600		
130	303,900	334,800		
131	304,300	335,200		
132	304,700	335,400		
133	304,900	335,700		
134	305,200	336,100		
135	305,500	336,500		
136	305,800	336,900		
137	306,000	337,200		
138	306,300	337,600		
139	306,600	338,000		
140	306,900	338,400		
141	307,100	338,700		
142	307,500	339,100		
143	307,900	339,400		
144	308,200	339,800		
145	308,400	340,100		
146	308,600	340,500		
147	308,900	340,900		
148	309,300	341,300		
149	309,500	341,600		
150	309,700	342,000		
151	310,000	342,400		
152	310,300	342,800		
153	310,700	343,100		
154	310,900			
155	311,100			
156	311,400			
157	311,700			
158	312,000			
159	312,300			

	160	312,600						
	161	313,000						
	162	313,400						
	163	313,700						
	164	314,000						
	165	314,400						
	166	314,700						
	167	315,000						
	168	315,300						
	169	315,700						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		240,300	260,800	268,100	278,600	295,000	332,700	377,500

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

(金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 会計年度任用職員給料表（第3条関係）

職の種別 職務の級 号給	行政職	教育職	医療職(1)	医療職(2)		医療職(3)	
	1級	1級	1級	1級	2級	1級	2級
	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,900	200,400	292,100	189,100	227,900	208,200	241,200
2	185,000	202,700	294,400	191,200	229,200	210,100	243,400
3	186,200	205,000	296,700	193,300	230,600	211,900	245,600
4	187,300	207,200	298,900	195,400	231,900	213,600	247,800
5	188,500	209,400	301,000	197,400	233,100	215,300	250,000

6	190,200	211,700	304,500	199,400	234,200	217,200	251,000
7	191,800	213,900	308,000	201,400	235,200	219,000	251,900
8	193,400	216,100	311,400	203,200	236,200	220,700	252,800
9	195,000	218,300	314,900	205,000	237,300	222,400	253,700
10	196,700	220,500	318,400	206,900	238,500	224,400	254,900
11	198,300	222,700	321,800	208,800	239,800	226,300	256,000
12	199,900	224,900	325,200	210,900	241,100	228,200	256,900
13	201,500	227,100	328,600	212,600	242,400	230,200	257,700
14	203,200	229,200	332,100	214,600	243,700	232,200	258,400
15	204,900	231,400	335,500	216,800	245,000	234,200	259,100
16	206,600	233,500	338,900	218,900	246,200	236,200	260,000
17	207,900	235,600	342,300	221,000	247,400	238,200	261,100
18	209,500	237,400	345,400	222,100	248,600	240,200	262,200
19	211,100	239,100	348,500	223,200	249,800	242,300	263,300
20	212,600	240,800	351,600	224,300	251,000	244,300	264,400
21	214,100	242,500	354,800	225,400	252,100	246,200	265,500
22	215,700	243,800	358,000	226,300	253,000	247,400	266,600
23	217,300	245,100	361,100	227,200	253,800	248,600	267,700
24	218,900	246,400	364,100	228,100	254,600	249,700	268,800
25	220,500	247,600	367,100	229,000	255,400	250,800	269,800
26	222,200	248,800	369,400	230,000	256,200	251,700	270,900
27	223,500	250,000	371,700	230,900	257,000	252,600	272,100
28	224,800	251,200	373,900	231,800	257,800	253,500	273,100
29	226,100	252,300	375,800	232,700	258,600	254,300	274,100
30	227,200	253,500	377,500	233,600	259,400	255,100	274,800
31	228,300	254,700	379,200	234,500	260,200	255,800	275,500
32	229,400	255,900	381,000	235,400	261,000	256,500	276,200
33	230,600	257,000	382,800	236,200	261,800	257,300	276,900
34	231,700	258,300	384,600	237,000	262,600	258,100	277,500
35	232,800	259,600	386,200	237,800	263,300	258,900	278,000
36	233,900	260,900	387,600	238,600	264,100	259,600	278,500
37	235,000	262,300	389,000	239,400	265,000	260,300	279,000
38	236,000	263,700	390,500	240,200	265,800	261,200	279,600
39	237,000	265,000	392,000	241,000	266,600	262,100	280,100
40	237,900	266,300	393,500	241,800	267,400	262,900	280,600
41	238,800	267,600	395,000	242,400	268,200	263,700	281,000
42	239,700	268,600	395,700	243,000	269,000	264,600	281,500
43	240,500	269,600	396,300	243,600	269,800	265,400	282,000
44	241,300	270,500	397,100	244,100	270,600	266,200	282,500
45	242,000	271,200	398,000	244,600	271,300	267,000	283,000
46	242,600	272,100	398,600	245,200	272,200	267,700	283,500
47	243,200	272,900	399,200	245,700	273,000	268,400	284,000
48	243,800	273,700	399,800	246,100	273,800	269,000	284,500
49	244,400	274,500	400,400	246,500	274,500	269,600	285,000
50	245,000	275,300	400,900	247,000	275,300	270,100	285,500
51	245,600	276,000	401,400	247,500	276,000	270,600	286,000
52	246,100	276,800	401,900	248,000	276,700	271,000	286,500
53	246,600	277,600	402,400	248,300	277,400	271,400	287,000

54	247,000	278,400	402,800	248,600	278,100	272,000	287,500
55	247,300	279,200	403,200	248,900	278,800	272,500	288,000
56	247,600	280,000	403,600	249,200	279,500	272,900	288,500
57	247,900	280,700	404,000	249,500	280,200	273,300	289,000
58	248,200	281,300	404,400	249,800	280,900	273,700	289,800
59	248,500	282,100	404,800	250,100	281,600	274,100	290,600
60	248,800	283,000	405,200	250,400	282,200	274,500	291,300
61	249,100	283,800	405,600	250,700	282,800	274,900	292,000
62	249,400	284,400	406,000	251,000	283,500	275,300	292,900
63	249,700	285,200	406,400	251,300	284,200	275,700	293,800
64	250,000	285,900	406,800	251,600	284,800	276,100	294,600
65	250,300	286,900	407,100	251,900	285,400	276,500	295,400
66	250,600	287,700		252,200	286,100	276,900	296,300
67	250,900	288,500		252,500	286,800	277,300	297,100
68	251,200	289,200		252,800	287,400	277,700	297,900
69	251,500	289,900		253,100	288,000	278,100	298,700
70	251,800	290,700		253,400	288,700	278,600	299,600
71	252,100	291,500		253,700	289,400	279,100	300,500
72	252,400	292,200		253,900	290,000	279,500	301,400
73	252,700	292,900		254,100	290,600	279,900	302,300
74	253,000	293,600		254,400	291,100	280,500	303,200
75	253,300	294,300		254,700	291,500	281,100	304,100
76	253,600	294,900		254,900	291,900	281,600	305,000
77	253,900	295,500		255,100	292,300	282,100	305,800
78	254,200	296,200		255,400	292,600	282,700	306,800
79	254,500	296,900		255,700	292,900	283,300	307,800
80	254,800	297,500		255,900	293,200	283,800	308,700
81	255,100	298,100		256,100	293,500	284,300	309,200
82	255,400	298,800		256,400	293,800	284,800	310,100
83	255,700	299,500		256,700	294,100	285,300	311,000
84	256,000	300,200		256,900	294,400	285,800	311,800
85	256,300	300,900		257,100	294,600	286,300	312,600
86	256,600	301,700			294,800	286,800	313,700
87	256,900	302,400			295,000	287,300	314,700
88	257,200	303,100			295,200	287,800	315,700
89	257,500	303,800			295,600	288,300	316,600
90	257,800	304,700			295,800	288,800	317,700
91	258,100	305,500			296,000	289,300	318,700
92	258,400	306,300			296,200	289,800	319,700
93	258,700	306,800			296,600	290,300	320,500
94		307,600			296,800	290,900	321,200
95		308,400			297,000	291,500	321,900
96		309,200			297,300	292,100	322,500
97		309,900			297,600	292,700	323,000
98		310,700			297,800	293,200	323,300
99		311,500			298,000	293,700	323,900
100		312,200			298,300	294,200	324,500
101		313,000			298,600	294,700	324,900

102	314,000	298,800	295,200	325,500
103	314,900	299,000	295,700	326,100
104	315,700	299,300	296,100	326,600
105	316,300	299,600	296,500	327,000
106	317,100		297,000	327,500
107	317,900		297,500	328,000
108	318,700		297,800	328,500
109	319,400		298,000	328,900
110	319,800		298,300	329,300
111	320,200		298,500	329,600
112	320,700		298,800	329,900
113	321,200		299,100	330,200
114	321,600		299,300	330,600
115	322,100		299,600	330,900
116	322,500		299,800	331,200
117	323,000		300,100	331,400
118	323,500		300,400	331,700
119	323,900		300,700	332,000
120	324,400		301,000	332,200
121	324,900		301,300	332,400
122	325,300		301,700	332,700
123	325,800		302,000	333,000
124	326,300		302,300	333,300
125	326,900		302,500	333,500
126	327,200		302,700	333,800
127	327,500		303,000	334,200
128	327,800		303,400	334,400
129	328,000		303,600	334,600
130	328,300		303,900	334,800
131	328,600		304,300	335,200
132	328,800		304,700	335,400
133	329,000		304,900	335,700
134	329,200		305,200	336,100
135	329,400		305,500	336,500
136	329,700		305,800	336,900
137	330,000		306,000	337,200
138	330,200		306,300	337,600
139	330,500		306,600	338,000
140	330,800		306,900	338,400
141	331,000		307,100	338,700
142	331,200		307,500	339,100
143	331,500		307,900	339,400
144	331,700		308,200	339,800
145	332,000		308,400	340,100
146	332,200		308,600	340,500
147	332,500		308,900	340,900
148	332,800		309,300	341,300
149	333,000		309,500	341,600

150		333,200				309,700	342,000
151		333,500				310,000	342,400
152		333,800				310,300	342,800
153		334,000				310,700	343,100
154						310,900	
155						311,100	
156						311,400	
157						311,700	
158						312,000	
159						312,300	
160						312,600	
161						313,000	
162						313,400	
163						313,700	
164						314,000	
165						314,400	
166						314,700	
167						315,000	
168						315,300	
169						315,700	

備考

- 1 この表及び別表第2において「行政職」とは、他の職の種別に属さない全てのフルタイム会計年度任用職員をいう。ただし、第33条及び第34条に規定する職員を除く。
- 2 この表及び別表第2において「教育職」とは、金沢市立工業高等学校に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手その他これらに準ずる業務に従事するものをいう。
- 3 この表及び別表第2において「医療職(1)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、医師及び歯科医師であるものをいう。
- 4 この表及び別表第2において「医療職(2)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、薬剤師、栄養士その他市長が定めるものをいう。
- 5 この表及び別表第2において「医療職(3)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、保健師、看護師その他市長が定めるものをいう。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「改正後の職員給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項、次項及び次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与条例第21条第2項及び第3項（これらの規定を改正後の会計年度任用職員給与条例第16条第1項及び第30条第1項において準用する場合を含む。）並びに第22条第2項（改正後の会計年度任用職員給与条例第16条の2第1項及び第30条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定は、同年12月1日から適用

する。

3 前項本文の規定にかかわらず、市長が別に定める会計年度任用職員については、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与条例の規定及び改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与条例の規定及び改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 提案の趣旨

令和6年人事院勧告及び石川県人事委員会勧告を考慮し、本市職員の給与を改定する。

## 議案第55号

金沢市職員退職手当支給条例の一部改正について

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第3項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第9項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第10項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第12項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項、第9項及び第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した金沢市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就

業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

#### 提案の趣旨

国家公務員の例に準じて、退職後失業している場合における退職手当の支給内容等を改める。

## 議案第56号

金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第26条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第27条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案の趣旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設における個別支援計画の作成に関する事項の追加等を行う。

## 議案第57号

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員配置に係る特例の期間を2年間延長する。

議案第58号

工事請負契約の締結について

旧金沢美術工芸大学解体工事（その1）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年12月3日提出

金沢市長 村山 卓

工 事 名	金 額	工 事 場 所	契 約 者
旧金沢美術工芸大学 解体工事（その1）	550,000,000円	金 沢 市 小 立 野 5 丁 目 地 内	クリーンリサイクル・建伸・北陸研 特定建設工事共同企業体 代表者 金沢市舘町ヌ6番地 クリーンリサイクル株式会社 代表取締役 毎田 健 金沢市矢木3丁目73番地1 建伸工業株式会社 代表取締役 田中 時雄 金沢市湊3丁目8番6 北陸研開発株式会社 代表取締役 米田 耕三

議案第59号

工事請負契約の締結について

旧金沢美術工芸大学解体工事（その2）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

工 事 名	金 額	工 事 場 所	契 約 者
旧金沢美術工芸大学 解体工事（その2）	209,000,000円	金 沢 市 小 立 野 5 丁 目 地 内	宗重・松本特定建設工事共同企業体 代表者 金沢市畝田西1丁目112番地 株式会社 宗重商店 代表取締役 宗守 重泰 金沢市湊2丁目120番地1 株式会社 松本解体工業 代表取締役 松本 克輝

議案第60号

委託契約の締結について

糸田道踏切道改良工事について、次のとおり委託契約を締結する。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

委託工事名	金額	工事場所	契約者
糸田道踏切道 改良工事	340,000,000円	金 沢 市 糸 田 新 町 地 内	金沢市高柳町9の1番地1 I Rいしかわ鉄道株式会社 代表取締役社長 内田 滋一

議案第61号

財産の取得について

戸室新保埋立場ごみ処理用特殊機器として、次のとおり財産を取得する。

令和6年12月3日提出

金沢市長 村山 卓

取得する財産	取得する予定価格	契約の相手方
可動式ごみ破碎機	143,000,000円	金沢市梅田町口54番地 日本キャタピラー合同会社 石川営業所長 宮川 健一

議案第62号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和6年12月3日提出

金沢市長 村山 卓

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な 経過地
粟崎6号 粟崎町線80号	粟崎町ニ 6番10先から 粟崎町ニ 40番1先まで	
弓取16号 諸江町下丁線55号	諸江町下丁 297番3先から 諸江町下丁 297番6先まで	
弥生3丁目線 7号	弥生3丁目 512番 先から 弥生3丁目 22番 22先まで	
弥生3丁目線 8号	弥生3丁目 22番 7先から 弥生3丁目 22番 6先まで	
弥生3丁目線 9号	弥生3丁目 22番 25先から 弥生3丁目 22番 23先まで	

議案第63号

市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

令和6年12月3日提出

金沢市長 村山 卓

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な 経過地
元菊町線枝 2号	元 菊 町 117番 先から 元 菊 町 118番 先まで	

## 報告第 33 号

### 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年度金沢市一般会計補正予算（第 4 号）について、次のとおり専決処分したので報告する。

令 和 6 年 1 2 月 3 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

### 令和 6 年度専決第 2 4 号

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年度金沢市一般会計補正予算（第 4 号）を次のように定める。

令 和 6 年 1 0 月 9 日 専 決

金 沢 市 長 村 山 卓

### 令和 6 年度金沢市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度金沢市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 198,939,340 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 県支出金		15,636,305	130,000	15,766,305
	3. 委託金	847,909	130,000	977,909
歳入	合計	198,809,340	130,000	198,939,340

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		14,489,780	130,000	14,619,780
	4. 選挙費	60,598	130,000	190,598
歳出	合計	198,809,340	130,000	198,939,340

**報告第34号**

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和6年12月3日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

専決番号 及び専決日	理由	賠償する相手方	金額	左のうち保険で 補填される金額
令和6年度第18号 令和6年9月18日	市道における 事故	[Redacted]	136,400円	136,400円
令和6年度第19号 令和6年9月18日	市道における 事故	[Redacted]	27,000円	27,000円
令和6年度第20号 令和6年9月18日	市道における 事故	[Redacted]	182,264円	182,264円
令和6年度第21号 令和6年9月18日	市道における 事故	[Redacted]	85,440円	85,440円
令和6年度第22号 令和6年9月18日	市道における 事故	[Redacted]	416,900円	416,900円
令和6年度第23号 令和6年9月24日	一般廃棄物 収集運搬業務 による事故	[Redacted]	203,280円	203,280円
令和6年度第25号 令和6年10月22日	金沢市立 西南部中学校 における事故	[Redacted]	278,371円	278,371円
令和6年度第26号 令和6年10月25日	市所有自動車 による 交通事故	[Redacted]	99,079円	99,079円
令和6年度第27号 令和6年10月30日	金沢市立 不動寺小学校 における事故	[Redacted]	16,500円	16,500円

専決番号 及び専決日	理由	賠償する相手方	金額	左のうち保険で 補填される金額
令和6年度第28号 令和6年11月5日	市道における 事故	[Redacted]	66,000円	66,000円